

岐南町庁舎広告付地図案内板設置事業者募集要領

1 趣旨

岐南町では、新たな財源確保の取り組みとして、広告枠を付属した地図案内板を設置する事業（以下「本事業」という。）を実施していただく事業者を1者募集します。

2 経費負担

(1) 施設使用について

広告付地図案内板の設置場所の使用については、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可に基づく使用とします。

(2) 行政財産の目的外使用料

行政財産の目的外使用料は、提案金額とし、各年度に本町が指定する納付書により、本町の指定する期限までに納付するものとします。

(3) その他必要経費等

広告付地図案内板の制作、設置、維持管理、撤去等に要する経費及び原状回復に要する費用は、事業者の負担とします。また、必要な電気料金についても、全額を事業者の負担とします。

3 設置予定場所及び設置台数

岐南町役場 1階ロビー（詳細は町との協議によるものとします。）

1台 可動式

4 事業実施期間

契約日から令和8年3月31日まで

*ただし、令和8年4月1日以降の継続設置については、岐南町と設置者との協議の上、別途定める。

5 案内表示板の規格等

別紙仕様書を参照してください。

6 応募資格

本事業に応募できる者は、次の全ての条件を満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 告示日において、岐南町入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 本町から指名停止を受けていないこと。
- (4) 町税等の滞納がないこと。

- (5) 国及び地方公共団体において、当町案内表示板設置事業と同等の事業実績を有していること（過去3年間において）。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等でないこと。
- (7) 広告付地図案内板の設置実績が50自治体以上あること。また、町役場への設置実績があること。

7 応募方法

下記の3点の書類を令和3年1月27日（水）までに岐南町役場総務課へ提出してください。（ただし、(2)及び(3)については、2月10日まで）

- (1) 町の指定する見積書に、1年分の使用料（消費税相当額は除く。）を記載したもの。
- (2) 6応募資格(5)の事業実績を確認できるもの。
- (3) 広告付地図案内板のイメージ図（任意様式）。

8 事業者の決定

提出された見積書のうち、最低価格（240,000円 税抜き）以上の見積額を提出された者で、最高価格を提出された1者を事業者として決定します。

9 その他

- (1) 本事業における床面等への設置については、事業者と町と協議のうえ実施していただきます。
- (2) 本契約による業務を履行するための個人情報の取扱いについては、事業者は岐南町個人情報保護条例、岐南町個人情報保護条例施行規則、その他個人情報の保護に関する法令等を遵守してください。